

に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

たゞいま仲村清信君から、本案は総務本員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十三号は、総務本員会に付託すること、に決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第七 議案第二十五号 福生市議会の議員の昭和五十八年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第二十五号 福生市議会の議員の昭和

五十八年三月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして提案理由を御説明申し上げます。

お手元にご覧すように、福生市の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づきまして、昭和五十八年三月期の期末手当の支給割合について、第二条にございまして、支給割合を百分の五と、このように定めたいものでございます。

慎重御審議をいたしまして、原案を御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

たゞいま議題となっております議案第二十五号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十
五号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第八議案第二十六号 福生市の一般
職員の昭和五十八年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議
題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君 登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第二十六号 福生市の一般職員の昭和
五十八年三月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案
理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、議案第二十五号と同じく、一般職員の三月期
の期末手当の支給割合につきまして、その率を百分の五十と定めた
ものでございます。

慎重御審議をいたしまして、原案御決定くださいますようお願い申
し上げまして説明を終わります。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
いよいよ本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

「以上議題となります。議案第二十六号は、原案のとおり可
決すること、御異議ありませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十六
号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第九議案第十四号 福生市表彰
制度審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君 登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第十四号 福生市表彰制度審議会条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げます。

先ほどの議案第十三号の説明でも触れましたように、福生市表彰制度審議会は、二月三日に御答申をなされまして、その任務を終了されました。したがって、審議会設立の根拠となっていました審議会条例につきましては、その目的を達成することとなりましたので、これを廃止をいたそうとするものでございます。

なお、廃止条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

御審議を賜りまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、原案の通り可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案の通り可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議の通り決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第

十四号は、原案の通り可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十 議案第十五号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長（生子国利君）登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第十
五号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第五号）につきまして、
提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、内容に入る前に、今回の補正予算の骨子について述べさせてい
たします。

今回の補正については、五十七年度最終議会でもあり、一部補助事
業等の追加事業費も見込んでおりますが、総じて精算的なもので
あり、歳入歳出とも、既決予算に對しまして差額の増減を補正し
ようとするものです。なお、事業の精算及び追加に伴う、地方債の
変更もお願いするものでございます。

それでは、予算書に基づいて御説明申し上げます。まず、一ページを
お開きいただきますと思います。

総則でございますが、第一条において、歳入歳出それぞれ四百六十六万

九千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ百十五億八千四百五十二万九
千円と定めようとするものです。

二条は、地方債につきまして、精算または変更許可見込みが得ら
れました事業の増減変更をするものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。次のページをお開きいた
だきますと思っております。

まず、各項における主な補正額について申し上げますと、市税につ
きまして、一千二百六十六万二千円の追加補正であります。まず、市民税に
おいて、個人所得税の退職分離課税分の調定増八百七十六万二千円であ
ります。次の固定資産税五百六万三千円の追加補正につきましては、
長期営農農地解除によるもの、また、新增築、償却資産等
の追加等による調定増、さらに滞納繰越分の徴収の伸びによる
もの、百四十六万三千円でございます。

電気税、三百十万円の減額につきましては、経済情勢と、冷夏、
暖冬等の気候影響による消費量減少に伴う減額でございます。

ます。

都市計画税の百九十三万七千円の追加につきまして、固定資産税同様、長期営農解除等による調定増によるものでございます。

次に、地方交付税につきましては、四百四十九万八千円の減額補正でございます。普通交付税は、八月に決定を見て、九月の議会におきまして、第二号補正予算におき、四百六十八万七千円の追加補正を行なうてございしますが、その後、単位費用の見直しによる再算定が行われ普通交付税が、今回、三千二百九十九万六千円の減額と相なつた次第でございます。したがしまして、普通交付税の総額が、十億四千七百四十三万六千円となり、この減額の理由として主なるものは、地方交付税の算定規準であります。単位費用に、給与改定分が積算されておりますが、給与改定が見送られたとによりて減額になったことが、主たるものでございます。

次に、特別交付税につきましては、御案内のとおり、十二月、交付分が決定いたしました。当初予算額一億に對しまして、今回、二千八百四十一万

八千円が追加と相なり、合計、特別交付税といたしまして一億二千八百四十一万八千円となつた次第でございます。普通交付税との増減相殺によりまして、今回、四百四十九万八千円を減額しようとするものでございます。次に、分担金及び負担金につきましては、負担金八十五万円の減額補正で、これは児童措置費負担金の減で、保育措置費人員減によるものでございます。

次の、使用料及び手数料の六百一十八万八千円の減額、これは使用料におき、六百三十五万八千円の減額で、主に、市民会館の使用料が、六百五十三万七千円の減で、興業事業件数が減つたことによる減額でございます。また、その他、道路占用料の四万七千円の追加、さらに、市営住宅居住者異動等に伴う使用料の減、二十二万八千円の、増減による相殺でございます。

次の手数料三十四万円の追加補正は、塵芥処理及び屎尿処理の取り扱い手数料の増減によるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、二千九百万八千円の追加補正であ

りますが、まず国庫負担金のうち、福祉関連に伴う老人、児童の措置費負担減等による負担金の二千四百四十万円の減額分と、国庫補助金については、土木・教育関連防衛補助事業の確定に伴う精算によるもの、また新たに屋外運動場新設事業の追加、いわゆるアサノホール跡地の関係でございますが、この事業に対する用地買収費が認められたことによる追加補助等による増額を合わせ、増減相殺をいたし四十九万一千二百四十万円の追加補正でございます。

次に、都支出金、五百三十一万一千円の減額補正であります。都負担金においては、すべて福祉関連事業によるもので、対象者減による精算に伴う負担金の減額分四百二十万一千円でございます。都補助金につきましては、交通安全施設等整備事業の補助対象事業の追加百九十三万二千円が認められたことによる増額分と、他は、歳出関連にらける精算分で、増減相殺額百二十五万円の減額補正でございます。次の委託金につきましては、事務事業の実績に伴う追加分十五万円でございます。

次に、三ページをお開きになったところ、と思います。

財産収入の三千六百二十四万四千円の追加補正は、都市整備基金等の積立金の運用における利子等の財産運用でございますが、この利子の関係につきましては増加は、現先、それからKB、いわゆる政府発行短期証券、外資預金等、収入役の運用の状況によりまして、その利子が増額でござります。

次の、寄附金五万四千円につきましては、日大桜友会西多摩支部からの育英資金として寄附されたものでございます。

次に、繰入金六百九十九万九千円は、職員退職三人分に伴う退職手当特別負担金支払いに伴う準備基金からの繰入金でございます。

次に、諸収入の八千六百万七千円の減額補正は、歳計現金の運用における預金利子七百九十九万四千円の増と、雑入の九千三百九十九万七千円の減による増減相殺補正であります。雑入では、国民年金印紙売払代金等の精算推計によるものが主なるものでございまして、約九千五百八十一万七千円、この国民年金の減でございます。

次に、市債の二千三百三十万円の追加補正でございますが、歳出関係事業における事業実績に基き、土木債、消防債の精算による減額と、教育債における屋外運動場新設事業の防衛補助追加に伴り、市債充当許可予定に伴り増額補正でございます。以上、歳入補正合計四百六十六万九千円で、歳入総額百五十八億四千四百五十二万九千円と相なる次第でございます。

次に、四ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきまして御説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、八十五万一千円の減額補正であります。費用弁償及び市議会により印刷代の精算による減額補正でございます。

次に、総務費の百六十六万三千円の追加補正は、まず、総務管理費で二百五十四万三千円の増で、これは先ほど御説明申し上げました歳入関連で、職員退職に伴り退職手当組合負担金六百十九万四千円が主なるもので、その他は、事務事業精算による減額による相

殺分でございます。

徴税費七十一万五千円の減、これは納期前納付奨励金の減額でございます。

それから、戸籍住民基本台帳費二十四万五千円の減、統計調査費二万円の増は、いずれも事務事業の精算によるものでございます。

次に、民生費一億二千三百二十七万七千円の減額でございますが、社会福祉費一億一千六百九十九万七千円、児童福祉費六百十三万円の減額で、その主なるものは、社会福祉費においては、国民年金事務費の九千六百五十七万七千円の減額、老人福祉の老人保護措置者対象減による委託料等一千三百五十五万一千円の減額が、主なる減額の理由でございます。それから、児童福祉費につきましては、児童措置の人員の減による児童措置費五百四十七万二千円の減が、その主なるものでございます。

次に、衛生費の二百五十二万九千円の減額補正でございますが、保健衛生費において百十三万五千円、清掃費百三十九万四千円のいずれも減額補正でございます。その主なるものは、保健衛生費において

予防接種経費、主として麻しん接種費の減で、百三十九万二千円の減、清掃費においては、し尿処理経費、九十八万五千円等が主なるものでございます。

次の労働費、失業対策費、五十九万九千円の減額につきましては、失業対策就労者等への期末特別手当の精算減額によるものでございます。それから、農林水産費の農業費の四十五万四千円の減額につきましては、農業委員会事務費、経費の精算分、さらに家庭菜園整備工事の残額等でございます。

次に、商工費につきましては、六十一万三千円の減額補正で、これは中小企業振興資金貸付に伴う経費精算減と、審査会委員報酬、及び中小企業振興資金利子補給金と信用保証協会保証料の見込み等の精算によるものでございます。

次に、土木費、六百八十一万三千円の減額補正でございますが、道路河川橋りょう費で四百八十一万三千円の減、次の五ページの都市計画費、百九十九万円の、いずれも減額補正は、土木費における防衛補助

事業の工事請負費の残金、三百五十五万三千円、都市計画費については、仮称加美緑地用地買収費精算残金、百三十三万六千円が主なるもので、その他は、精算的経費の減額でございます。

次の消防費、四百三十三万六千円の減額は、常備消防費等における都委託金において、地方交付税が、先ほど歳入におきまして再算定が行われて、それに伴いました減額となった理由によりまして、都の委託金も同様、三百二十二万円の減という関連的なものでございます。

消防施設費における防火貯水槽、災害対策費における備蓄庫、及び貯水槽の工事精算による残額で、その他は、精算的なものの減額でございます。

次に、教育費につきましては、八千九百七十一万二千円の追加補正でございますが、まず教育総務費の五万円の追加補正は、先ほど歳入で御説明いたしました育英資金寄附金に伴う積立金でございます。小学校費、八百二十六万一千円の減額補正は、学校管理費のうち、光熱水費の減、四百五十四千円、学校整備費のうち、第四小学校

校庭整地工事の精算によります残、第五小学校プール公共下水道切替工事の精算によります残、あわせて三百二十二万二千円、その他は運営事務員の精算的な減でございます。

次の中学校費三百九十八万九千円の減額補正につきましては、学校整備費のうち、第一中学校プール改良工事の精算残二百六十一万九千円が主なもので、その他、事務執行の精算的な減額でございます。

次の学校給食費百三十九万七千円の減額補正につきましては、調理等に要する経費、パート賃金等の精算による減額でございます。

次に、社会教育費の五千六百四十三万七千円の追加補正は、先ほど歳入の中で御説明いたしました。防衛補助による屋外運動場新設事業用地買収費が、新たに追加決定されたもので、千四百五十七万六千円分の買収費六千五百十三万一千円の追加補正が主なるもので、その他は、市民会館の光熱費四百九十五万五

千円の減額精算によるものでございまして、以上の増減による追加補正でございます。

次の保健体育費四千六百八十六万二千円の追加補正の主なるものは、すでに御案内のとおり、福生野球場の未買収地五百九十六平方メートルの取得に要する経費、四千七百九十七万八千円追加補正するものと、体育施設の管理業務委託の精算、百十一万六千円の減との増減によるものの整理でございます。

次の公債費三百九十七万四千円の減額については、一時借入金利子の減額で、今後の見通しを精算いたしまして減額しようというものでございます。

諸支出金は、一億六百二十万五千円の追加補正をするもので、各基金積立から生じた利子分の積み立てとして、土地開発基金へ百五十八万四千円、都市施設整備基金へ二千九百十八万三千円、仮称第八小学校建設基金へ五百九十七万四千円を、それぞれ積み立てするものでございます。また、今回、十二月に設定した財政調整基金

へ七千万円積み立て追加し、事情の変化に弾力的に対応できるように、また、将来の財政運営の備えといたしまして、今回、財政調整基金へそれだけ積み立てようというものでございまして、合計が一億二千万円と相なる次第でございます。

予備費につきましては、四千九百六十万五千円の減額補正で、これは歳入歳出財政調整したものでございまして、

以上、歳出合計四百六十六万九千円で、歳出総額百十五億八千四百五十二万九千円と相なる次第でございます。

次に、六ページをら開きいただきましたと思います。

六ページの関係につきましては、第二表、地方債の補正でありまして、これは、事業の実績、精算、または事業の追加による許可が見込まれたものであり、それぞれ申請に基づき、対象事業費等の変更により、限度額合計三億八千七十万円を、四億四百万円に変更しようとするものであります。三千三百三十一万円の増。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でござい

いたします。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重審議をいただきます。原案とおり御決定くださるようお願いを申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

それより、本案に対する質疑を行います。

○二十番（指田保雄君） 五ページですが、都支出金で、基金に積み立てた額はわかるんですが、最終的に合計が、これを積み立てると、基金が幾らになるのかということ。四五ページの補正予算給与明細書なんです。補正前の議員数が二十四で、補正後も二十四なんです。これは一人、補欠選挙が何かあったのかどうか。

○企画財政部長（生子国利君） 基金の関係でございますが、基金は、特定目的での金額が二十二億六千四百四十七万六千円（もう一回、言、てくたさいと呼ぶ者あり）二十二億六千四百四十七万六千円。それから、あと、別の低額運用基金が別途ございまして、これは用品調達基